

<問題 1>

東京にある貿易会社Aは、台湾にあるメーカーBから輸出令別表第1の7の項(1)に関連する汎用集積回路のマイクロプロセッサを輸入し、欧米に輸出する予定である。購入前にこの集積回路の該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の7の項(1)は、MTCRの規制である。したがって、MTCRのサイトにある汎用集積回路関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
2. 輸出令別表第1の7の項(1)は、ワッセナー・アレンジメントの規制である。したがって、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある汎用集積回路関連の規制である **Category3 Electronics** の英文を参考にメーカーBに確認させる。
3. 輸出令別表第1の7の項(1)は、オーストラリア・グループ (AG) の規制なので、AGのサイトにある汎用集積回路関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。

<問題 1 >

【正解】 2 正解率は約 98%

輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) は、ワッセナー・アレンジメント Category3 Electronics の規制である。

<問題 2>

該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明を1つ選びなさい。

1. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の8の項に関連する大型コンピュータXを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
2. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の7の項に関連する集積回路Xを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の7の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category8 Marine の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
3. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の5の項に関連する合金Xを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の5の項は、NSGの規制なので、NSGのサイトにある英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。

<問題 2 >

【正解】 1 正解率は約 98%

- 1は正しい。** 輸出令別表第1（外為令別表）の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
- 2は誤り。** 輸出令別表第1（外為令別表）の7の項は、ワッセナー・アレンジメントの Category3 Electronics の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
- 3は誤り。** 輸出令別表第1（外為令別表）の5の項は、ワッセナー・アレンジメントの Category1 Special material and related equipment の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。

	国際輸出管理レジーム	規制品目		
1の項				
2の項	NSG(原子力供給国会合)	NSGパート1	原子力専用品	
		NSGパート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品	
3の項	AG(オーストラリア・グループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2の項		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4の項	MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5の項	WA(ワッセナー・アレンジメント)	Category 1	SPECIAL MATERIALS AND RELATED EQUIPMENT	
6の項		Category 2	MATERIALS PROCESSING	
7の項		Category 3	ELECTRONICS	
8の項		Category 4	COMPUTERS	
9の項		Category 5	PART 1 - TELECOMMUNICATIONS PART 2 - "INFORMATION SECURITY"	
10の項		Category 6	SENSORS AND "LASERS"	
11の項		Category 7	NAVIGATION AND AVIONICS	
12の項		Category 8	MARINE	
13の項		Category 9	AEROSPACE AND PROPULSION	
14の項			Munitions List	
15の項			Very Sensitive List	
16の項			キャッチオール規制	

<問題3>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品 α の「プロトタイプ¹の製作及び試験」及び「パイロット生産計画」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「設計」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- B 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品 α の「修理」及び「オーバーホール」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「使用」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- C 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品 α の「生産エンジニアリング」及び「検査」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「製造」の技術で、該非判定を行う必要がある。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題3>

【正解】3 正解率は約29%

- Aは正しい。** 役務通達1(3)ウで、「**設計**」とは、「設計研究、設計解析、設計概念、**プロトタイプ**の製作及び試験、**パイロット生産計画**、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。」と規定している。
- Bは正しい。** 役務通達1(3)オで、「**使用**」とは、「操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、**修理、オーバーホール**、分解修理をいう。」と規定している。
- Cは正しい。** 役務通達1(3)エで、「**製造**」とは、「建設、**生産エンジニアリング**、製品化、統合、組立て(アセンブリ)、**検査**、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。」と規定している。

<問題 4>

東京にあるメーカーXは、アメリカにある遠心分離機のメーカーYから、遠心分離機αの専用部分品である金属管β（100本）の注文を受けた。

近日、金属管βを製造し、来月、輸出する予定である。この場合、金属管βの該非判定について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、遠心分離機αは、汎用の遠心分離機で、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当することが、メーカーYからの情報で判明している。

(参照条文)

輸出令別表 第1 3の2の項 (2)3	遠心分離機	貨物等省令 第2条の2 第2項 第三号	連続式の遠心分離機であって、次のイからニ までのすべてに該当するもの イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの ハ メカニカルシールで軸封をしているもの ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
--	--------------	--	--

1. 金属管βは、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当する遠心分離機の専用部分品なので、該当と判定する。
2. 金属管βは、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当しない遠心分離機にも取り付けられる専用部分品であれば、非該当と判定する。
3. 輸出令別表第1の3の2の項（2）3の政令では、遠心分離機「本体」が規制されており、「部分品」は規制されていない。よって、専用部分品である金属管βは、規制対象ではない。

<問題 4 >

【正解】 3 正解率は約 93%

輸出令別表第1の3の2の項(2)3の政令の規定では、遠心分離機「本体」が規制されており、「部分品」は規制されていない。貨物等省令第2条の2第2項第三号は、政令の規定を受け、専用部分品は規制していない。

＜問題5＞

大阪にあるメーカーAは、アメリカの武器メーカーBから、武器の専用部品の試作を頼まれた。メーカーAは、試作した部品が、輸出令別表第1の1の項に該当する可能性があるので、事前相談手続通達に基づき、試作品の図面等をもって、経済産業省に相談することにした。この場合、正しい相談先を選びなさい。

1. 各経済産業局（通商事務所を含む。）に相談する。
2. 本省にある安全保障貿易管理課に相談する
3. 本省にある安全保障貿易審査課に相談する。

<問題5>

【正解】3 正解率は約94%

輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為については、事前相談手続通達2-3に基づき、**安全保障貿易審査課**に相談する。

武器に関する該非判定は、専門性が必要なことから、審査能力がある本省の安全保障貿易審査課が対応している。

<問題6>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、北京にあるネット検索企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。X教授が開発した製造技術 α （外為令別表の5の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yのサーバー上にX教授が自ら使用するために情報を保管することは、役務取引許可の対象ではない。
- B 名古屋にあるメーカーXは、北京にあるネット検索企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の5の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管したとしても、メーカーXの社員（居住者）でなければ、アクセスできないのであれば、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- C 大阪にあるメーカーXは、横浜にあるネット検索企業Yが提供しているサーバーを利用している。メーカーXは、このサーバーに来月から外為令別表の9の項に該当する暗号作成用のソフトウェアをSaaSで提供し、海外メーカーの技術者に有償で提供する予定である。この場合、メーカーXは、国内の企業Yが提供しているサーバー上にSaaSを提供しているだけなので、役務取引許可を取得する必要はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題6>

【正解】 2 正解率は約87%

Aは正しい。 X教授がストレージサービスを契約し、外為令別表の5の項に該当する技術文書を自ら使用するために保管することは、外為法第25条第1項の「提供」、「取引」にあたらぬ。役務通達別紙1-2(1)を参照。

Bは正しい。 メーカーXは、ストレージサービスを契約し、外為令別表の5の項に該当する技術をストレージサービスに保管したとしても、メーカーXの社員(居住者)でなければ、アクセスできないので、メーカーXは、役務取引許可は不要である。役務通達別紙1-2(1)を参照。

Cは誤り。 大阪にあるメーカーXは、国内のサーバーに来月から外為令別表の9の項に該当する暗号作成用のソフトウェアをSaaSで提供し、海外メーカーの技術者に有償で提供するというのであるから、役務取引許可が必要である。役務通達別紙1-2(2)を参照。

<問題 7>

外為令別表の 3 の 2 の項と貨物等省令第 15 条の 3 に関する規定を読んで、誤っている組合せを 1 つ選びなさい。

(参照条文)

	技 術
外為令別表 3 の 2 の項	(1) 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 (2) 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令 第 15 条の 3	外為令別表の 3 の 2 の項 (2) の経済産業省令で定める技術は、第 2 条の 2 第 2 項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

- A 病院関係者が、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に該当する日本脳炎ウイルスに感染しないように取扱手順を定めた資料は、外為令別表の 3 の 2 の項 (1) に該当しない。
- B 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) に該当する凍結乾燥器の外観の写真は、外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当する。
- C ワクチンや薬を開発するために輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に該当する日本脳炎ウイルスを増殖させる技術は、外為令別表の 3 の 2 の項 (1) に該当しない。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題7>

【正解】2 正解率は約84%

- Aは正しい。** 外為令別表の3の2の項(1)では、「使用」の技術を規制していない。したがって、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する日本脳炎ウイルスに感染しないように取扱手順を定めた資料は、外為令別表の3の2の項(1)に該当しない。
- Bは誤り。** 外為令別表の3の2の項(2)では、貨物等省令第2条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、**「当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術」**を規制している。したがって、輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する凍結乾燥器であっても、外観の写真は、機能には関係しないので、外為令別表の3の2の項(2)には該当しない。
- Cは誤り。** 輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する日本脳炎ウイルスを増殖させる技術は、外為令別表の3の2の項(1)の製造に係る技術にあたる。

<問題 8>

名古屋のメーカーAは、来月、以下の条件で半導体製造装置Xを台湾にあるICメーカーBに輸出する予定である。半導体製造装置Xの内部には、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ α とバルブ β が、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーAは、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

(条件)

- ①半導体製造装置Xは、輸出令別表第1(外為令別表)の7の項に該当しない。半導体製造装置Xの初期製造時の市場価格は、200万円である。
- ②ポンプ α は、半導体製造装置Xの初期製造時に、ポンプの専門店で購入。バルブ β は、半導体製造装置Xの初期製造時に、バルブの専門店で購入。

- 1. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可を取得する必要がある。
- 2. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

<問題 8 >

【正解】 1 正解率は約 72%

半導体製造装置 X の初期製造時の市場価格は、200 万円で、内部には、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当するポンプ α (19 万円) とバルブ β (3 万円) が正当に組み込まれている。

運用通達の 10%ルールを検討する場合、「**輸出令別表第 1 における項の番号の下の括弧レベル毎**に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する」ので、この場合、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当するポンプ α (19 万円) とバルブ β (3 万円) を足すと、22 万円となる。したがって、22 万円 / 200 万は、10%を超えることから、運用通達の 10%ルールを適用することはできない。

＜問題 9＞

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A フランスにあるポンプメーカーXは、現在、名古屋で開催されている国際見本市に最新のポンプ α （輸出令別表第1の3の項（2）に該当）を出品したところ、中国にあるメーカーYが購入することになり、名古屋から中国に輸出することになった。この場合、ポンプメーカーXは、無償告示第一号3が適用できるので、輸出許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、3年前に輸出許可を取得して、シンガポールにあるメーカーYに輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する発酵槽1セットを輸出した。当該発酵槽の制御装置が故障したので、メーカーYは、メーカーXに修理を依頼し、一旦、日本に戻した。メーカーXは、故障した制御装置を修理するとともに、顧客サービスの観点から、より滅菌しやすいように内部の部品を無償で一部グレードアップして交換した。この場合、メーカーXは、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、過去に輸出許可を取得して、タイの化学メーカーYに輸出したケミカルポンプ（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）1台が壊れたので、日本に送り返してもらった。到着後、メーカーXは修理し、タイに返送する場合、修理費用と送料を合わせて、40万円かかったが、貨物自体を無償で輸出するのであれば、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

（参照条文）無償告示第一号（抜粋）

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
- 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用の機械及び器具
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）
 - 4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、当該国際

博覧会等の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）

5～9（省略）

【MEMO】

<問題9>

【正解】1 正解率は約93%

- Aは誤り。** フランスにあるポンプメーカーXは、名古屋で開催されている国際見本市に輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプを出品したところ、中国にあるメーカーYが購入し、名古屋から中国に輸出するというのであるから返送ではなく、無償告示第一号3の要件を満たさない。よって、輸出許可は必要である。
- Bは誤り。** 運用通達4-1-2(5)(イ)で、無償告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、**修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないもの**とされているので、この場合、一部グレードアップされているので輸出許可が必要である。
- Cは正しい。** 貨物の修理費用と送料を合わせて、40万円かかったとしても貨物自体を無償で輸出するのであれば、無償告示第一号1が適用できる。

<問題10>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されている中国のメーカーYから輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物(総価額4万円)の注文を受けた。メーカーYの用途が、家電の製造であれば、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 名古屋にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物(告示貨物でない。)の注文(総価額は90万円)を受けた。用途を確認したところ、軍の大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。
- C 大阪にあるメーカーXは、タイにあるパソコンメーカーYから、パソコン用に輸出令別表第1の5の項(3)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は90万円)と輸出令別表第1の5の項(5)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は85万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題10>

【正解】2 正解率は約54%

- Aは正しい。** 外国ユーザーリストに掲載されている中国のメーカーであっても、用途が家電の製造であればキャッチオール規制の要件に該当せず、この場合、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物は、総価額4万円なので、少額特例を適用して輸出することができる。
- Bは誤り。** 中国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物(告示貨物でない。)の注文(総価額は90万円)を受け、用途を確認したところ、軍の大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けているので、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する。したがって、少額特例は適用できない。
- Cは正しい。** 運用通達4-1-4で、「輸出令第4条第1項第四号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第四号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。」と規定されている。したがって、輸出令別表第1の5の項(3)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は90万円)と輸出令別表第1の5の項(5)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は85万円)については、括弧毎に判断するので、この場合、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。

<問題 11>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXの担当者は、役務取引許可を取得するのに時間がかかるので、取引先の中国にあるメーカーYの担当者と事前に相談し、外為令別表の2の項に該当するプログラムαを日本時間の午前3時にメーカーXのホームページにアップロードした。メーカーYの担当者が、プログラムαをダウンロードしたのを確認し、すぐにホームページから削除した。この場合、プログラムαは、一時的にも不特定多数に公開されているホームページに公開されたので、「公知の技術」にあたり、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B 東京にある大学のX教授は、来週パリで行われるロボットに関する学会で、外為令別表の2の項に該当するロボット技術についてプレゼンを行う予定である。この学会には、30ユーロの参加費を払えば、だれでも参加できるが、この学会に北朝鮮からの参加者がいたとしても、X教授は事前に役務取引許可を取得する必要はない。
- C 名古屋にあるメーカーXは、リスト規制に該当する貨物Yについて、輸出許可を取得しているので、貨物Yの輸出に付随して提供されるプログラムや据付などの使用の技術は、常に役務取引許可は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 1 1 >

【正解】 3 正解率は約 9 1 %

- Aは誤り。** メーカーXは、メーカーYに提供する目的で、外為令別表の2の項に該当するプログラムαを自社のホームページにアップロードしており、貿易外省令第9条第2項第九号柱書の「(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)」にあたり、公知の技術とはならない。
- Bは正しい。** 学会発表用の原稿など当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引は、貿易外省令第9条第2項第九号ホにあたり、北朝鮮関係者がいたとしても役務取引許可は不要である。
- Cは誤り。** 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術については、貿易外省令第9条第2項第十二号に規定があり、プログラムや使用技術告示に該当するものは、除外されている。

<問題 12>

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の8の項に該当するサーバーXを5セット（総価額5,000万円）、シンガポールにあるメーカーBに輸出する契約を平成27年5月1日に結んだ。貿易会社Aでは、個別の輸出許可を平成27年5月21日に取得し、平成27年7月10日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY（外為令別表の8の項に該当）をメーカーBに送る場合の対応について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、操作マニュアルYは、使用技術告示第一号で規制されていない。

1. この場合、貿易会社Aは、操作マニュアルYをメーカーBと契約を締結した平成27年5月1日から、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、貿易会社Aは、輸出する予定の平成27年7月10日から、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。
3. この場合、貿易会社Aは、個別の輸出許可を取得した平成27年5月21日から、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。

<問題 1 2 >

【正解】 3 正解率は約 6 9 %

操作マニュアルYは、使用の技術にあたる。貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術については、貿易外省令第9条第2項第十二号に「輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。」という規定があり、個別の輸出許可を取得している場合は、「**輸出の許可を受けた日**」から提供することができる。よって、この場合、個別の輸出許可を取得した平成27年5月21日から、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。

<問題 13>

AからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、北京にあるデパートYから輸出令別表第1の16の項に該当する電子炊飯器3,000個の注文を受けた。この場合、メーカーXは、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、上海にある自転車の量販店Yから輸出令別表第1の16の項に該当する電動自転車1,000台の注文を受けた。メーカーXは、量販店Yとは、初めての取引だったので、会社案内を入手したところ、量販店Yの最高経営責任者は、元軍人であることがわかった。この場合、メーカーXは、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、国連武器禁輸国であるレバノンにある軍が経営しているY病院に輸出令別表第1の16の項に該当する手術用の照明器具（2セット）を輸出する予定である。この場合、キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

【正解】 1 正解率は約80%

- Aは正しい。** 北京にあるデパートYから輸出令別表第1の16の項に該当する電子炊飯器3,000個の注文を受けているが、この場合、いわゆるストック販売にあたり、需要者、用途はできない。したがって、キャッチオール規制の要件を満たさず輸出許可は不要である。
- Bは正しい。** 取引先の最高経営責任者は、元軍人であっても、キャッチオール規制の要件にあたらぬ。
- Cは誤り。** 国連武器禁輸国であるレバノンにある軍が経営しているY病院であっても、手術用の照明器具と用途が明確であれば、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。

<問題 14>

キャッチオール規制に関して、AからCのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Xは、外国ユーザーリストに掲載されているイランのメーカーY（懸念区分は、化学、ミサイル）から、クレーン車10台の注文を受けた。「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」によれば、クレーン車の懸念用途は、ミサイルとなっている。貿易会社Xは、メーカーYから、用途について、明確な回答を得られていない場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。
- B 大阪にある貿易会社Xは、イスラエルにあるメーカーYから、リスト規制に該当しない遠心分離機2,000本の引き合いを受けた。メーカーYとは、初取引であったので、海外の信用調査情報を確認したところ、メーカーYは、核開発に関わっている噂があると記載されていた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を中国にあるメーカーYに輸出しようとしたところ、核兵器等開発等省令第一号の用途要件に該当することがわかった。この場合、いわゆる明らかガイドラインで確認の結果、当該輸出が「明らかなき」と判断できない場合は、輸出許可申請は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 14>

【正解】2 正解率は約82%

- Aは正しい。** 外国ユーザーリストに掲載されているイランのメーカーYの懸念区分は、化学、ミサイルであり、その企業からの注文のクレーム車は、「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」によれば、懸念用途は、ミサイルで、懸念区分と用途が一致する。かつ、メーカーYの用途は不明であることから、この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。
- Bは誤り。** メーカーYは、核開発に関わっている噂だけでは、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しない。
- Cは誤り。** 中国にあるメーカーYが核兵器等開発等省令第一号の用途要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。明らかガイドラインは、需要者要件に関するもので、用途要件とは別のものである。

<問題 15>

AからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社Xの香港現地法人は、タイにあるメーカーYからリスト規制に該当する特殊鋼を購入し、ドバイにあるメーカーZに売却しようとしたところ、メーカーZから、「この特殊鋼で大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を電子メールで何度か受けた。当該特殊鋼は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、東京の貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。
- B 東京の貿易会社Xのフランス支店は、インドネシアにあるメーカーYからリスト規制に該当しない特殊鋼を贈与されたので、パキスタンにあるメーカーZに売却しようとしたところ、メーカーZから、「この特殊鋼で、大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を電子メールで何度か受けた。当該特殊鋼は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、東京の貿易会社Xのフランス支店は、ホワイト国にあるので、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。
- C 昨日来日したシンガポール人のα氏は、シンガポールにある貿易会社Xの社長をしている。α氏が、滞在中の京都のホテルからタイにあるメーカーYに電話したところ、たまたまリスト規制に該当しない特殊鋼を安く購入できた。そこで、ドバイにあるメーカーZに連絡したところ、メーカーZから、「この特殊鋼であれば、大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を受けた。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 15>

【正解】3 正解率は約74%

- Aは正しい。** 仲介貿易取引許可の根拠条文である外為法第25条第4項は、「居住者」が行う仲介貿易取引を規制している。東京の貿易会社Xの香港現地法人は、非居住者なので、外為法第25条第4項では規制されない。
- Bは誤り。** 「外国為替法令の解釈及び運用について」（蔵国第4672号）の5-0の1の規定により、本邦法人の外国にある支店の行為が、当該法人の財産又は業務に影響する場合は、外為為替法令の規定の適用を受ける。東京の貿易会社Xのフランス支店が、仲介貿易取引を行っており、外為法第25条第4項、外為令第17条第3項第二号イの要件を満たすので、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- Cは正しい。** Aの説明と同様、シンガポールにある貿易会社Xは、「非居住者」なので、外為法第25条第4項では規制されない。

<問題 16>

AからCのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある会社Xは、フランスの顧客Yと輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプαを貸し出す契約を締結したので、ポンプαを製造している千葉にあるメーカーZから、ポンプαを有償で借りて、フランスの顧客Yに輸出する予定である。この場合、ポンプαの所有権は、メーカーZにあるので、この場合、メーカーZが輸出許可を取得する必要がある。
- B 大阪にある貿易会社Xは、中国にある子会社Y向けに輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物を毎年、定期的に輸出している。この場合、貿易会社Xは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得することが最も合理的である。
- C 名古屋にある貿易会社Xは、マレーシアにある企業Yに特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使って、輸出令別表第1の5の項に該当するニッケル合金の板(1,000万円相当)を輸出しようとしたところ、戦闘機の部品に用いられる疑いが生じた。この場合、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、輸出する前に、経済産業省に「届出」が必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 16>

【正解】 1 正解率は約 85%

- Aは誤り。** 運用通達1-1(2)(イ)(注)で、「輸出しようとする者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。」と規定されている。この場合、東京にある会社Xが、自己の判断において輸出しようとする者であり、所有権を有するかどうかは関係がない。
- Bは誤り。** 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の対象仕向地は輸出令別表第3の地域(ホワイト国)に限定されており、中国を仕向地とする貨物の輸出には、適用できない。
- Cは正しい。** マレーシアにある企業Yに特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使って、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を輸出しようとしたところ、戦闘機の部品に用いられる疑いが生じているので、輸出前に、経済産業省に「届出」が必要である。

<問題 17>

AからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Xが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業Yに輸出する場合、民生用途であるかどうか不明な場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することはできない。
- B 東京にある貿易会社Xは、シンガポールのメーカーYから、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器 α を100個購入したところ、メーカーYの担当者が誤って、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器 β を100個送ってきた。貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得し、返送に関する輸出管理内部規程も整備していれば、この場合、レーザー発振器 β をメーカーYに返送することができる。
- C 東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路をフランスにある海軍の研究所に輸出する予定である。この場合、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 17>

【正解】 1 正解率は約 81%

Aは正しい。 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業Yに輸出する場合、民生用途であるかどうか不明な場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することはできない。

（下記表の（A）参照）

Bは正しい。 包括許可取扱要領 4（1）②に「返送に係る輸出」が規定され、その下に、「本邦に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）」と規定されている。Bの事案は、これにあてはまる。

Cは誤り。 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路をフランスにある海軍の研究所に輸出し、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効せず、輸出後に報告をすればよい。

（下記表の（c）参照）

包括許可取扱要領の別表3の（7）（表1）では、

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地（提供地）			
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告（C）
	上記以外		失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効（注2）	/
	上記以外		失効（A）	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		届出	報告
	上記以外			届出

（表2）（注1）（注2）は、省略

<問題 18>

AからCのうち、違反した場合の罰金について、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物（価格200万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、700万円以下である。
- B 外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格200万円）を無許可で、提供した場合の罰金は、1,000万円以下である。
- C 外為令別表の4の項に該当するプログラム（価格50万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、1,000万円以下である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題 18>

【正解】2 正解率は約76%

- Aは誤り。** 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物（価格200万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、外為法第69条の6第1項第一号が適用され、5倍の1,000万円以下である。
- Bは正しい。** 外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格200万円）を無許可で、提供した場合の罰金は、外為法第69条の6第2項第一号が適用され、1,000万円以下である。
- Cは正しい。** 外為令別表の4の項に該当するプログラム（価格50万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、外為法第69条の6第2項第一号が適用され、1,000万円以下である。

対象取引	罰則水準	根拠規定
無許可の技術取引	7年以下の懲役又は700万円(若しくは価格の5倍)以下の罰金、併科	第69条の6第1項一号
無許可の仲介取引		第69条の6第1項一号
無許可の貨物輸出		第69条の6第1項二号
無許可の核兵器等関連技術取引	10年以下の懲役又は1000万円(若しくは価格の5倍)以下の罰金、併科	第69条の6第2項一号
無許可の核兵器等関連貨物仲介取引		第69条の6第2項二号
無許可の核兵器等関連貨物輸出		第69条の6第2項二号

<問題 19>

提出書類通達に関して、最も適切な説明を1つ選びなさい。

1. 提出書類通達によれば、全地域を仕向地（提供地）として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。
2. 提出書類通達によれば、輸出令別表第3の地域以外を仕向地として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。
3. 提出書類通達によれば、提出書類通達 I で定められた地域を仕向地（提供地）として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。

<問題 19>

【正解】 3 正解率は約 67%

提出書類通達の I で「許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」が規定されている。提出書類通達の I で定められた地域を仕向地（提供地）に個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認し、許可申請をする必要がある。

<問題 20>

遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、下線部分が誤っている組合せを選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第二号では、監査、研修、文書保存は努力規定である。
- B 外為法第55条の10第1項では、輸出等を「業として行う者」は、すべて輸出者等遵守基準を定め、経済産業省に届け出なければならない。
- C 海外で1ドルショップを展開している東京の貿易会社Aは、ほぼ毎日、リスト規制に該当しない商品を輸出している。この場合、該非がわかっているため、遵守基準省令に定める「該非確認責任者」の選任は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題20>

【正解】2 正解率は約83%

- Aは正しい。** 遵守基準省令第1条第二号への監査、同号トの研修、同号チの文書保存は「努めること」と規定されており、努力規定である。
- Bは誤り。** 外為法第55条の10第1項は、「**経済産業大臣は、**経済産業省令で、第25条第1項に規定する取引又は第48条第1項に規定する輸出（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たつて遵守すべき基準（以下「**輸出者等遵守基準**」という。）**を定めなければならない。**」としているのみで、輸出等を「業として行う者」による届出は規定していない。
- Cは誤り。** 海外で1ドルショップを展開している東京の貿易会社Aは、輸出等を「業として行う者」であるから、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」の選任する義務がある。

＜問題 2 1＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大阪にある工作機械メーカーXは、3年前にタイにある日系企業Y社に輸出したNC工作機械α（リスト規制非該当）が故障したので、修理のために日本に戻す予定である。NC工作機械αには、外為令別表の2の項（2）に該当する汎用のNCプログラムβがインストールされているが、提供したのは、ドイツにあるメーカーZである。この場合、工作機械メーカーXが、NC工作機械αを修理後、NCプログラムβとともに、日系企業Y社に戻す場合、貿易外省令第9条第2項第十四号二の規定により、役務取引許可は不要である。

（参照条文）貿易外省令第9条第2項第十四号二

二 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

（一）許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

（二）本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

<問題 2 1 >

【正解】 2 正解率は約 7 7 %

NC工作機械 α には、外為令別表の2の項(2)に該当する汎用のNCプログラム β がインストールされているが、提供したのは、ドイツにあるメーカーZである。したがって、工作機械メーカーXが、NC工作機械 α を修理後、NCプログラム β とともに、日系企業Y社に戻す場合、貿易外省令第9条第2項第十四号二の規定により、役務取引許可は不要とすることはできない。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路10,000個を中国に輸出し、現地の販売子会社Yでストック販売する場合、需要者として予定されている者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

<問題 2 2>

【正解】 1 正解率は約 8 9 %

包括許可取扱要領（別表 3）の（2） 1）で、「需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）」と規定されている。したがって、この場合、中国でストック販売をするのであれば、上記を確認する必要がある。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大阪にあるメーカーXは、オーストラリアにあるメーカーYから購入した金（オーストラリアの金鉱脈から産出したもの）を自社で加工し、宝飾品αを製造している。メーカーXは、宝飾品αを国内販売した東京にある貿易会社Zから、宝飾品αは、EARの再輸出規制の対象になるか尋ねられたので、規制対象ではないと回答した。メーカーXの説明は正しい。

<問題 23>

【正解】 1 正解率は約 91%

宝飾品 α は、原材料は、オーストラリアで、加工は大阪にあるメーカー X によるものである。米国製の貨物も技術も用いていないので、宝飾品 α は、EAR の再輸出規制の対象にならない。

<問題 2 4 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則 (EAR) の規制対象となっている米国原産品目を組み込んだ日本製の品目は、組込比率 (価格比) が 25% 以下の場合には仕向地に係わらず EAR の規制対象とならない。ただし、米国原産品目は 600 番台や 9x515 の品目等のように一部デミニミス・ルールが適用できないような特殊な品目ではない一般的な品目とする。

<問題 24>

【正解】 2 正解率は約 87%

600 番台や 9x515 の品目等のように一部デミニミス・ルールが適用できないような特殊な品目ではない一般的な米国原産品目を組み込んだ日本製の品目を、①組込比率が 10%を超え、かつ E:1 国群(テロ支援国)向けに再輸出する場合、又は②組込比率が 25%を超え、かつ E:1 国群(テロ支援国)以外の国向けに再輸出する場合には、EAR の規制対象となる。したがって、組込比率が 10%超かつ 25%以下の品目を E:1 国群(テロ支援国)向けに再輸出する場合、EAR の規制対象となる。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は当該品目が技術であることを示している。

<問題 25>

【正解】 2 正解率は約 81%

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は当該品目がソフトウェアであることを示している。